

企画教育委員会記録

1 日 時 令和5年12月15日(金)
午前 9時57分 開会
午前11時41分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	伊藤嘉秀	副委員長	藤田誠一
委員	野田明里	委員	井谷幸恵
委員	神野恭多	委員	山本健十郎
委員	高塚広義	委員	伊藤謙司

4 欠席委員

委員 伊藤優子

5 説明のため出席した者

副市長 加藤龍彦

企画部

部長 亀井利行

総合政策課長 松原 広

デジタル戦略課長 西原 誠

企画部文化スポーツ局

局長

スポーツ振興課長 安永亮浩

総務部

部長 高橋 聡

人事課長 塩崎 秀一

人事課主幹 藤原 重昭

福祉部

総括次長(地域福祉課長) 久枝 庄三

市民環境部

男女参画・市民相談課長 安藤 寛和

市民環境部環境エネルギー局

廃棄物対策課長 近藤 淳司

経済部

地域交通課長 守谷 典隆

建設部

建築住宅課長 村瀬 秀昭

教育委員会事務局

教育長 高橋 良光

総括次長(シティプロモーション推進課長) 鈴木 今日子

財政課長 藤田 英友

文化振興課長 中沢 美由紀

総括次長(税務長) 桑内 章裕

契約課長 守長 美由紀

都市計画課副課長 庄野 仁規

事務局長 木俣 浩毅

総括次長（社会教育課長） 竹 林 栄 一
学校給食課長 青 野 進 太 郎

学校教育課長
学校教育課主幹

須 藤 充 史
眞 鍋 直 樹

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山 本 知 輝 議事課係長 伊 藤 博 徳

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前9時57分

●伊藤委員長：〈開会挨拶〉

○加藤副市長：〈挨拶〉

○企画部関係（企画部その他関係者）

◇議案第57号 新居浜市市民文化センター等の指定管理者の指定について

○中沢文化振興課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●伊藤謙司委員：18施設を一括で委託する内容であるが、18施設は多い気がする。分けたほうがよいと思うが、その辺の取り扱いはなぜこうなったのか。

○中沢文化振興課長：文化施設、体育施設、公園と、機能の異なった施設ではあるが、文化水準の向上及びスポーツの普及奨励を一括して行うことにより、相互の連携や効率化、市民サービスの向上を図るため、一括して指定管理者を公募した。

●伊藤謙司委員：どうしても18施設、多いと手を上げたくても上げにくいと言う業者も多いと思う。西条市では民間でクラレが入っている。分けた方が、民間が入りやすいと思うので、要望にもなるが、ちょっとその辺は考えていただきたい。それと、施設数が多いと職員も多くなると思うが、事業団体の職員数はどのぐらいいるのか。

○中沢文化振興課長：令和5年7月1日現在、正規職員が9名、嘱託職員が40名、非常勤嘱託職員が11名の合計60人となっている。

●神野委員：同様の質問なるが、細分化する検討はしたのか。

○中沢文化振興課長：今回についても部内で検討したが体育施設と公園施設、文化施設と異なっているが、一括して行うことで施設間相互の連携や効率化が図られるということで、一括で公募することとなった。

●神野委員：従来ずっとこの形で行っており、費用対効果や効率性というのは理解できるが、先ほど伊藤委員からも出たように、個々に分けることによって、それぞれの強みが引き出せたり、PPPを活用してみたりとか、そういうことによっていろんな強みを生かすことができると思うが、そういう議論ってというのはそもそもあったのか。

- 中沢文化振興課長：体育施設という中で、個別の施設は規模もいろいろあるが、施設の相互連携と効率化を図るという観点から、市内の体育施設を一括して公募した。
- 神野委員：これを今後、今回この契約が結ばれると、5年間はこの契約内容で委託することとなるが、今後、施設を分けることは、そもそも可能なかどうか教えてほしい。
- 中沢文化振興課長：今回の契約は令和11年3月31日までになっているが、次回の公募については方針等を決定した上で公募を行うことになっているため、今回いただいた意見を含め検討を進めていきたいと考えている。
- 井谷委員：1年間の指定管理料はどのくらいか。
- 中沢文化振興課長：令和6年から令和10年度までの5年間の債務負担行為の額として、約22億6900万円を想定している。単年では約4億5000万程度である。
- 藤田副委員長：これだけのスポーツ施設とか文化施設あるが、今現在、この施設を利用するときに予約はどこまでデジタル化しているのか、支払い方法はどうか、PayPay等の導入はしないのか教えてほしい。
- 中沢文化振興課長：施設の予約はすべてWebで可能となっている。支払いについては窓口で現金で支払いいただくようになっている。PayPay等の支払いになると、指定管理者の方で手数料等の負担も発生するため、今後また検討していく課題になるかとは考えている。
- 山本委員：何年前かに申し込みも電子化して、支払いも振込になったと認識しているが。
- 中沢文化振興課長：施設の予約は電子化している。支払いについては窓口で現金で支払いをお願いしている。
- 山本委員：18施設で職員数は60人とのことであつたが、今の状況で、うまく回っているのか。
- 中沢文化振興課長：現在の定員数の中で、現在も同じ数の施設の方管理できているため、管理は行えていると考えている。
- 山本委員：職員の中に、市職員から再任用となった人数はどの程度いるのか。
- 中沢文化振興課長：現在、事業団としては、嘱託職員4人である。
- 山本委員：文化体育振興事業団をうまく活用して管理する体制を継続してほしい。
- < 討 論 > な し
- < 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第58号 新居浜市生涯活躍のまち拠点施設の指定管理者の指定について

○鈴木企画部総括次長：<説明>

<質 疑>

- 神野委員：ハートネットワークがこのワクリエができて以来、ずっと関わっており、現状に対して、特に不安もなく否定するわけでもないが、1社だけの応募というのが、ずっと引っかかっている。例えば市側から市外だったり県外の事業者に対してアウトリーチするようなことはあつたのか。
- 鈴木企画部総括次長：今回の公募にあたって、市外にアウトリーチということはしておらず、公募の方法としては、市政だより、ホームページ、市役所と3支所における公告という方法をとっている。指定管理者の公募に参加しようと考えている業者は、日頃から公募情報を調査していると考えられているため、今回のような方法で周知した。
- 高塚委員：令和3年度から指定管理になっていたが、3年という期間設定であつた。次に向けては5年と設定しているが、その理由と、管理料、管理体制について教えてほしい。

○鈴木企画部総括次長：最初3年にしたのは、初めて指定管理制度を導入するというので、一旦3年で様子を見るため、3年にしていた。次に、管理料については、令和6年度からの5ヵ年で2億6900万円を限度とした債務負担行為を想定している。次に管理体制については、人件費の積算において、市としては9人役と積算をしている。指定管理者が9人役分の業務を行うにあたって、何人充てるか、1人役を2人充てるっていう考え方、その辺については、実際に指定管理者と契約していく中での協議になってくると思う。

●高塚委員：今後その辺の取り組む内容によって9人役という枠から変更していくとかという話が出ているのか。

○鈴木企画部総括次長：現段階では、9人役ということで想定し、5ヵ年ということで考えているので、この中で事業が回るようなことで考えていきたいと考えている。

●井谷委員：過去1年間で管理料は幾らかというのと、それから主な使い道、何人が働いているか教えてほしい。

○鈴木企画部総括次長：今年度の指定管理料は4370万3000円である。積算上は9人役であるが、実際契約している指定管理者が充てている人数は15人である。事業費で多いものは、人件費、光熱水費などである。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第58号 新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

○藤田財政課長：<説明>

<質 疑>

●高塚委員：今回使用料等を上げることで、どの程度の増収が見込めるのか。あと電気料金は非常に上がっているが、差し引きのどの程度の影響があるのか。

○藤田財政課長：全体の施設の使用料の見直しの中で、約1000万の増収を見込んでいるが、光熱水費の上昇幅はそれを上回っていると考えている。指定管理料の上昇もあり、そこでは賄いきれない状況になっている。

●伊藤謙司委員：市民プールは、10円のまま継続するのか。

○藤田財政課長：10円のまま据え置きたい。

●山本委員：使用料の上昇で1000万円とのことであったが、実質的にトントンぐらいでいけるのか、それとも持ち出しが必要か。

○藤田財政課長：今の設定の使用料では、トントンどころか半分も賄いきれないような状況である。

●山本議員：ある程度、トントンぐらいで市民にお願いするような形でやっていくべきではないかと思うが、その辺のお考えは。

○亀井企画部長：施設によって、例えば社会教育施設、公園、道路などについては、使用料等で賄うのは難しいところもある。受益者負担の考え方として、四つの分類に分けてどこに該当するかによって、近隣市とも比較し、それぞれどの程度の負担をお願いするのが一番いいのかという一般的な考え方に基づいて、今回見直しを行った。ただ、物価高騰で電気代等が上がっているため、その上昇分についてはある程度、市民の皆様にも、負担してもらい必要があるのではないかとということで、今回の改正になっている。

<討 論>

- 神野委員：今回の金額の改定については、受益者負担の観点から賛成するが、使用者に対しての今後丁寧な説明、金額を上げることに對しての丁寧な説明を含め、社会情勢に応じた的確な定期的な見直しを要望し、賛成する。
- 井谷委員：諸物価高騰で本当に大変な市民が多い中で今上げるべきではないということ、受益者負担の考えについて、地方自治法には使用料手数料を利用者から徴収することができることあり、市も受益者負担の公平性を確保のためという説明であったが、その体育施設や文化施設利用することによって、市民の健康増進が図られるなど、いろいろな面で市の方も利益を受ける。そのため、今、手数料、使用料を上げるということは賛成できない。

<採 決> 賛成多数 原案可決

○総務部関係 (総務部その他関係者)

- ◇議案第62号 工事請負契約の変更について
- ◇議案第63号 工事請負契約の変更について
- ◇議案第35号 工事請負契約の変更について

○守長契約課長：<説明>

○村瀬建築住宅課長：<説明>

<質 疑>

- 神野委員：説明の中で、工期の変更はないということであったが、一時期に比べたら資材はちゃんと入っているが、まだ一部しんどいところがあると聞いている。現状はどうか。
- 村瀬建築住宅課長：価格の高騰とあわせて、納期が厳しい話もたくさんあったが、今回の工事にかかる資材については、導入の目途がすべて立っており、工事は立て込んではいるものの、令和6年4月の工期に間に合うように対応できていると認識している。
- 山本委員：議案62号、東田2号棟の新築工事について、基礎杭のことで、1号棟の時に分かったが、地元企業が参加できないような設計になっていた。その辺について地元企業が参入できるようなことを常に考えていかないといけないと思うが。
- 村瀬建築住宅課長：昨年度市内業者が入れなかった点について、請負業者には地元業者とも個別に話をし、確認、お願いし、検討してもらうような対応は行った。最終的には市外の業者に決まったが、金銭面で仕方がなかったと聞いている。
- 山本委員：この議案第63号、第64号で電気関係は別にしている。基礎杭のことなどについてもなるべく別個に発注できるように考えるべきではないかと思うが。
- 村瀬建築住宅課長：分離発注、業種が違うものは、各専門業者に発注するという基本的なルールがあるが、基礎杭については建物の重量すべてを支える部分であり、上の建物躯体と下の基礎杭が別の業者になった場合に、責任瑕疵担保の問題が生じると考えている。基礎の部分市内業者で対応できるように考えていくことに関しては、今後もいろんな声を聞きながら、対処していく必要があると考えているが、現状では、基礎杭と建物を別で出すというのは、難しいと考えている。
- 伊藤謙司委員：3つの工事請負契約で建物ができると認識しているが、総額はいくらになるのか。
- 村瀬建築住宅課長：合計金額、当初契約の3工事合計が16億6320万円、変更後が17億9500万4000円である。
- 伊藤謙司委員：最近よくあるが、もう1回お願いしますっていう話がよくでてくるが、再度の追加はないとの認識でよいか。
- 村瀬建築住宅課長：今回のスライドは社会情勢の急激な変動であって、ある意味避けようがなかつ

たものと考えている。今、8階のレベルまで躯体が完成しており、今後残っている工程は、内装だとか、表面に出るものがすべてであり、今後の物価対策、納期の問題もあるため、早めに物をおさえているため、工事の変更の余地はないと今のところは考えている。契約金額の変更もこの工事三本については、追加で変更ということはないというふうに考えている。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時30分／再開 午前10時32分

◇議案第66号 新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○塩崎人事課長：<説明>

<質 疑>

●高塚委員：正規職員として採用するということだが、今まで給与面等が不満で離職したとかそういう経緯があったのか。また、正規職員になって1勤務当たり160円とのことだが、条例か何か算定根拠はあるのか。あと、人件費が増加すると思うが、年間でどの程度の増加となるのか。

○塩崎人事課長：本案の目的は、渡海船の運航を安定かつ持続可能にするためである。というのは、人員不足で、船長とか機関長は、今募集しても応募がない状態である。そういったものを持続可能とするために、若年の甲板員を採用して育てていくということを目的としている。特に待遇が悪いから辞職したということは、今まで特にないと思う。

160円の根拠的なものについては、現在船長が260円、機関長が220円となっているので、これと比較して、職務、職責等を考慮し、妥当な金額と考えている。また渡海船の規模等により、支給額が異なるため、他市との比較は難しいが、ほぼ妥当な金額であると考えている。

人件費については、一人当たり、大卒新卒相当の場合、約3,600,000円、内訳としては、給料237万円、職員手当等66万円、共済費57万円、高卒新卒相当の場合、約310万円、内訳は、給料201万円、職員手当等58万円、共済費51万円を想定している。

●井谷委員：1勤務につき160円ということだが、月額ほどの程度になるのか。

○塩崎人事課長：月額約3,200円となる。

●井谷委員：大体1日1勤務ということか。

○塩崎人事課長：1日に1勤務の場合や2勤務入る場合もある。このため、1日当たりではなく1勤務当たりとしている。

●神野委員：育成するとのことだが、この方が機関長や船長になるうえで船舶免許とか取っていく必要があると思うが、それらの費用は市がすべて見ていくのか。

○守谷地域交通課長：これまで免許更新や講習の費用は、これまでの職員にも措置している。今回、若い船員を雇用していくが、免許取得には乗船履歴が必ず必要になってくるため、同様に育成していく。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第76号 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◇議案第77号 新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関

する条例の一部を改正する条例の制定について

○塩崎人事課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●井谷委員：議案第76号について、関係するのは誰か。

○塩崎人事課長：市長及び副市長、教育長、監査委員、市議会議員となる。

●井谷委員：期末手当はそれぞれ幾らから幾らになるのか。

○塩崎人事課長：議長が改正前1,132,560円、改正後1,201,200円、副議長が改正前1,025,640円、改正後1,087,800円、議員が改正前954,360円、改正後1,012,200円、市長が改正前1,892,880円、改正後2,007,600円、副市長（統括）が改正前1,544,400円、改正後1,638,000円、副市長（特命）が改正前1,352,340円、改正後1,434,300円、監査委員が改正前875,160円、改正後928,200円、教育長が改正前1,302,840円、改正後1,381,800円である。

●井谷委員：議案第77号には、会計年度任用職員の賞与は含まれてないと聞いたが。

○塩崎人事課長：会計年度任用職員の賞与について、期末手当は当面の間、半期で1ヶ月、年間で2ヶ月としているので、今回の改定では上げていない。

＜討 論＞

●井谷委員：議案第76号については、多くの市民の生活が困窮している中で、特別職、議員のボーナス等を上げるというのは理解が得られないと思うので、反対する。議案第77号については、会計年度任用職員も物価高騰の影響も受けているため、会計年度任用職員への配慮することを要望し、賛成する。

＜採 決＞ 議案第76号 賛成多数 原案可決

議案第77号 全会一致 原案可決

休憩 午前11時07分／再開 午前11時14分

○予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第73号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○藤田財政課長：＜説明＞

○竹林教育委員会事務局総括次長：＜説明＞

＜質 疑＞ な し

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

休憩 午前11時23分／再開 午前11時24分

◇議案第78号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

◇議案第79号 令和5年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第1号）

◇議案第80号 令和5年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○財政課長：＜説明＞

○塩崎人事課長：＜説明＞

＜質 疑＞ な し

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

○ 青原 眞・陳情関係

◇ 請願第7号 学校給食の無償化を求める意見書の提出方について

< 意見・討論 >

- 高塚委員：本市においては、学校給食費の保護者負担を軽減するため、来年の3月末まで給食費の食材の値上げ分についての補助や、多子世帯への支援事業も行っている状況である。また、本市の財政調整基金の残高も大幅に減少し、大変な財政状況でもあり、その上、仮にこの小中学校の給食費を全額無償とした場合、新居浜市で年間約4億円の予算が必要となり、より厳しい財政状況となることが想定される。加えて、現在、国でも検討されている状況もあることから、給食費無償化の実施については慎重に判断すべきと考える。以上の理由により、現段階での本請願については継続審査すべきと考える。
- 神野委員：学校給食の無償化は、我々としてもできることであれば実施したい案件ではあるが、それもすべて財源ありきの内容だと思う。我々議員としても、その財源の在り方というものを、今後、継続しながら勉強していくべきだと思うため、継続審査でお願いしたい。
- 井谷委員：この請願は、私たちも本当に何回も給食の無償化を求めてきた。しかしこれは本来、国の予算ですべきことだと考えており、本請願は国に求めるものであるため、採択をお願いする。

< 採 決 > 賛成多数 閉会中継続審査

◇ 陳情第5号 ムーンショット計画の中止及び国民への周知を求める意見書の提出方について

< 意見・討論 >

- 神野委員：ムーンショット計画は、内閣府が設けたムーンショット型研究開発制度に基づく、大胆な発想に基づく大型研究プログラムであり、2050年までに人々が体の空間、時間の制約から解放された社会を実現することを目指している。九つの目標が設定されており、少子高齢化、大規模な自然災害、地球温暖化などの困難な問題を解決して、人々が幸福で豊かに暮らせる未来社会の構築を目指すものである。本陳情は、これらの計画を中止もしくは計画変更、さらには国民への周知などの意見書を国に提出するよう陳情されたものである。そもそもムーンショット計画における基礎研究や先端技術を支援していく取り組みは、非常に大きな社会的意義を持っており、テクノロジーの進歩を否定する本陳情には違和感を覚えざるを得ない。また、意見書においても中止を求めているにもかかわらず、詳細や、国民生活への影響などを、周知することとあり、さらには、議員、有識者その他一般国民から意見を聴取する手続きといった、非常に総花的な内容で、その趣意を量りかねる。しかしながら、テクノロジー自体は、可能性を拡大させる技術ではあるが、人々の幸福を約束するものではないこと、加えて、本計画は非常に幅が広く、我々議員としても注視していく必要性を深く感じることから継続審査と考える。

< 採 決 > 全会一致 閉会中継続審査

○ 閉 会 午前11時41分

企画教育委員会付託案件表

令和5年12月15日

○企画部関係（企画部その他関係者）

- 議案第57号 新居浜市市民文化センター等の指定管理者の指定について
- 議案第58号 新居浜市生涯活躍のまち拠点施設の指定管理者の指定について
- 議案第68号 新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

○総務部関係（総務部その他関係者）

- 議案第62号 工事請負契約の変更について
- 議案第63号 工事請負契約の変更について
- 議案第64号 工事請負契約の変更について
- 議案第66号 新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 予算議案 (企画部その他関係者)

議案第73号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算 (第4号)

第1表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳入	全部	4・14~17
歳出	第10款 教育費	5・25
第3表	債務負担行為補正 追加	
	基幹業務システム費 (再リース)	7
	市民文化センター等管理委託料	7
	市民体育館等管理委託料	7
	生涯活躍のまち拠点施設管理委託料	7
	別子中学校寄宿舎管理委託料	7
	学校給食センターコンテナ等整備に要する経費	7
第4表	債務負担行為補正 変更	8

議案第78号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算 (第6号)

..... 3~5・14~21

議案第79号 令和5年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算 (第1号)

..... 6~8・38・39

議案第80号 令和5年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

..... 9~11・42・43

○ 請願・陳情関係

請願第7号 学校給食の無償化を求める意見書の提出方について

陳情第5号 ムーンショット計画の中止及び国民への周知を求める意見書の提出方について